

令和2年5月31日

鳥取県弓道連盟  
所属中学・高校支部各位

鳥取県弓道連盟  
会長 加藤速美  
[公印省略]

令和2年度鳥取県 第1回、第2回ビデオ審査の実施について（案内）

いつも鳥取県弓道連盟の事業にご協力いただきありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症の影響により、9月までの県弓連行事が中止となりましたが、全弓連から今年度に限り特別措置として、VTR審査を実施する決定がなされました。

つきましては、鳥取県弓道連盟として、引退を迎える中学3年生および高校3年生を対象としたVTR審査を実施要項のとおり開催することとしました。

3年生の引退までにあまり時間もないことから、審査受審を希望する生徒に『ビデオ審査に関する要領全弓連審査委託事業ガイドライン』に準じて、ビデオ動画を撮影し、なるべく早く申し込みをしていただきたいと思います。

今回が初めての実施となりますので、処理等に時間を要する場合もあるかと思いますが、多くの生徒に受審いただきますようご案内します。

なお、5月6日に開催予定だった審査申込書を提出した生徒についても、再度、申込書の提出をお願いします。

また、審査について不明な点がありましたら、事務局までお問い合わせください。

〒683-0003 鳥取県米子市皆生5丁目17-31  
ル・ポルトボヌール101 本田 洋平方  
鳥取県弓道連盟 事務局  
E-mail : [tottoriken@kyudo.jp](mailto:tottoriken@kyudo.jp)  
電話 : 090-4575-4295  
FAX : 0859-37-5361

令和2年度  
鳥取県第1回（西部地区）、第2回（鳥取地区）ビデオ審査実施要項

1 審査日（合否判定日）令和2年7月19日（日）

2 会場 各中学、高校の活動する弓道場

3 審査種別 3級から弐段まで（参段はビデオ審査は実施対象外）

4 受審資格

- (1) 令和2年度鳥取県弓道連盟に登録された中学3年生および高校3年生で、5月6日（水）に開催予定だった「第1回米子会場」、「第2回鳥取会場」に申し込みをしている者。
- (2) 令和2年度鳥取県弓道連盟に登録された中学3年生および高校3年生で、追加で申し込みを希望する者。
- (3) 段位受審者は令和2年2月19日までの合格者。

5 審査内容 『ビデオ審査に関する要領全弓連審査委託事業ガイドライン』に準ずる

6 申込方法

- (1) 審査申込は従来どおりとする。所定の用紙により受審料を添えて、鳥取県弓道連盟に申請すること。
- (2) 『ビデオ審査に関する要領全弓連審査委託事業ガイドライン』に準じて、申込書とともに撮影したビデオ録画（SD、USB・DVD）、学科レポートを提出すること。  
※記録媒体は返却しない。

7 学科レポート課題（2問とも回答すること）

学科試験答案用紙（地連配布又はA4レポート用紙可）は手書きとし、ビデオと同時に提出とする。  
学校名、氏名、受審段位、ゼッケン番号を忘れずに記載する。

(1) 初段（2問）

- ①「基本の姿勢と動作の様式（基本の姿勢4つ、基本の動作8つ）を列記し、「歩き方」を説明しなさい。
- ②弓道を学んで良かったと思うことを述べなさい。

(2) 弐段（2問）

- ①動作の注意点について説明しなさい。（弓道教本第一巻62頁～64頁）
- ②弓道を学んで感じていることを述べなさい。

7 申込締切 **令和2年6月30日（火） 締め切り厳守**

## 8 申込先

〒680-0944 鳥取県鳥取市布勢 233-1 鳥取市弓道場内

審査受付 下田 史 宛

電 話 0857-30-7100

## 9 合否結果

審査員からの合否結果を集計し、7月20日以降に各学校宛に合否結果と受審料および登録料の総額を通知する。

## 10 受審料および登録料

期日までに学校ごとに受審料および合格者の登録料をまとめて、指定口座に振り込むこと（振込手数料は負担ください）。

## 11 振込先および振込期限 合否結果の通知に記載する。

## 12 注意事項

- (1) 審査立順は、3級、2級、1級、初段、弐段の順で録画を行うこと。
- (2) ゼッケンを着用すること。ゼッケンは『ビデオ審査に関する要領全弓連審査委託事業ガイドライン』を参考に作成し、動画で文字が見えるようにすること。
- (3) 高校生以下の受審者は、保護者の押印が必須です。
- (4) 『ビデオ審査に関する要領全弓連審査委託事業ガイドライン』を熟読のうえ、不明な点は鳥取県弓道連盟事務局にお問い合わせください。

〒683-0003 鳥取県米子市皆生 5丁目 17-31

ル・ポルトボヌール 101 本田 洋平方

鳥取県弓道連盟 事務局

E-mail : [tottoriken@kyudo.jp](mailto:tottoriken@kyudo.jp)

電話 : 090-4575-4295

FAX : 0859-37-5361

## ビデオ審査に関する要領(全弓連審査委託事業ガイドライン)

### (1) 目的

新型コロナウイルス感染防止対策として、学校における部活動が再開された場合、各加盟団体（以下地連）において中高生徒対象のビデオ撮影による地方審査会を、今年度に限り特別措置として実施する。

### (2) 実施内容

- ① 中高校生対象の受審段級位は級位ならびに初段・式段とする。
- ② 部活動開始後により各学校弓道場で実施する。（公的弓道場使用での学校はその練習弓道場で実施）
- ③ ビデオ撮影は各学校部活動内で行う。録画の提出は主管である地連あてとする。
- ④ 録画要領については本要領（3）による。（責任者は各学校部活顧問または外部講師）
- ⑤ 諸費用に関しては本要領（5）に定める。
- ⑥ 撮影時期は、各学校の部活動の時間に実施でよい。（提出期限までに実施）
- ⑦ 審査申込みは従来通りとする。
- ⑧ 審査申込みが揃い次第、各学校に立順番号ならびに学科試験課題・提出期限を提示する。
- ⑨ 学科試験はレポート提出とする。（学科試験の課題は従来通りとする）
- ⑩ 学科試験答案用紙（地連配布又はA4レポート用紙可）は手書きとし、ビデオと同時に提出とする。
- ⑪ 受審料及び登録料は従来通りとする。

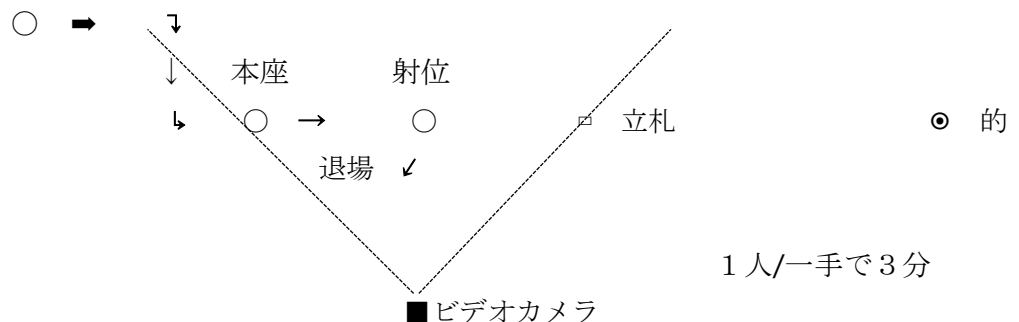
### (3) ビデオ録画要領

ビデオ撮影は1人ずつの一手行射とする。その為カメラは写体の正面に設置して、高さは肩のあたりとする。また、写体との距離は足から会時の末弭が写る距離（残身時の両手が映る）とする。背丈の違う生徒が多くいるので、やや余裕をとる方がカメラ調整を行わずできる。

受審者の生徒の運行は、競技規則に記載の遠近競射での要領を参考に行う。

- ① 的を1つ設置し、同じ射位で順次一手行射して、射終われば、前から退場する。
- ② 動画の射手と名簿を一致させるために、ゼッケン番号をつける。
  - 1.ゼッケンは学校名と受審段位、立順を明記する。
  - 2.ゼッケンはA4用紙にて対応。付ける位置は袴の中央から右側に上から両面テープで付ける。
  - 3.学校毎で名簿は作成、名簿の記入は「受審申請段位」「立順」「名前」「的中」とする。（地連で準備してもよい。）
- ③受審者の動線は以下のとおり

※撮影状況のサンプル動画 (<https://photos.app.goo.gl/6aro41MnKBjcgmQA6>) を参照



#### (4) ビデオ審査での査定について

審査規程ならびに審査統一基準に基づき行うことになるが、5人立ではなく1人立で実施するので、体配での調和などの礼に関する査定は出来ないが、今回のビデオ審査は中高生徒対象での式段位までとするので、十分に審査基準に適応できると考える。

参考：式段位の基準は、体配は「執弓の姿勢」「矢番え」「足の運び」などの基本姿勢・動作がほぼ確実に出来るとあり、射法射技は適正な「三重十文字」「五重十文字」が出来、気力ある射術の運用と「離れの方向」と「気力ある残身」があることとなっている。

ビデオ審査で十分に査定が出来る要領として、上記の動線と撮影方法で録画する。

#### ① 審査査定の手順

1)審査管理システムへの入力は便宜上以下のとおりとする。

- ① 審査名 ○○○都道府県 第○回ビデオ審査  
※審査名に地区・日付・学校名等を適宜記載してもよい
- ② 審査日 合否判定日（審査委員の合否回答締切日）
- ③ 審査会場 地連の主たる道場

※審査管理システムを動かさず、手書き作業で進めていただき、受審者の審査結果が揃い、集計表が出来てから、システムを動かしてもよい。

2)各学校から提出された名簿と行射のビデオ録画（SD、USB・DVD）、学科レポートを回収し、5人の審査委員向けに録画をコピーし、各審査委員自宅で査定。

審査委員を1か所に集めプロジェクターなどの映写でも可とするが「三密」にならないように注意すること。尚、学科レポート用紙は学科審査委員が自宅で採点することとする。

3)査定結果後に全弓連審査管理システムに基づき、各地連審査担当が事務処理を行う。

合格発表は各学校に直接送付し、合格者の登録料を納める為の手続きを指示する。

※以上に関する詳細の流れについては各地連で検討していただきますようお願いします。

また、登録料については従来と同様の処理をお願いします。

#### ②ビデオ審査の流れ（先に審査管理システムに登録する一例）

中高生徒受審者 ➡ 地連事務局 ➡ 審査管理システム処理（登録） ➡ 受審名簿作成 ➡ 学校別名簿作成 ➡ 受審対象学校（顧問並びに外部講師）へ録画収録依頼（期限を提示） ➡ 学科用紙・録画回収 ➡ 各地連審査担当は各審査委員に配布（録画コピー・学科用紙） ➡ 期限までに回収 ➡ 審査管理システムに従い処理（集計表作成） ➡ 地連会長（又は審査委員長）の合格承認を得 ➡ 各学校に発表 ➡ 合格者登録料の納付手続き（振込等で） ➡ 審査管理システム上で認許証申請 ➡ 従来通りに配布

(5)ビデオ審査における経費

従来通り、審査料から経費を支出することとする。経費が従来と大きく変わり、審査料により実施が困難の場合は別途本連盟と協議することとする。

以上の要領に沿って中高生徒対象のビデオ審査にご協力願います。

ただし、本要領により難しい場合は適宜地連の判断により、実施することは差し支えありません。

以上

ゼッケン例(A4用紙)

両面テープ

審査種別 例) 初段

〇〇 高

◎◎ 番

名前 ◎◎ ◎◎